

### 3 作業道の様式について

## 保安林内作業許可申請書

年 月 日

地方事務所の長 様

住 所  
申 請 者  
氏 名

次の森林（土地）において次のように土地の形質を変更したいので許可されたく、森林法第34条第2項の規定によりその許可を申請します。

森 林 の 所 在 場 所	市 郡	町	大 字	字	地 番
保安林(保安施設地区) の 指 定 の 目 的					
行 為 の 方 法	目 的	作業道の開設のため			
	内 容				
	面 積				
期 間	始 期				
	終 期				
当該保安林に係る 他 者 の 権 利	無 有	権利の種類 権利者の住所・氏名			
当該保安林に係る 他 法 令 の 申 請	無 有	他法令の種類 申請日			
備 考					

## 【申請書の記載方法：作業道の場合】

### 1 森林(土地)の所在場所

複数の筆があり全筆が記載できない場合には、「代表地番及びほか○筆」と記載するとともに、「明細は別紙のとおり」と併記し、任意様式に所在場所の全部並びに各筆ごとの申請面積及び計を記載して添付すること。

### 2 保安林の指定の目的

水源の涵養、土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、風害の防備、水害の防備、潮害の防備、干害の防備、雪害の防備、霧害の防備、なだれの危険の防止、落石の危険の防止、火災の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健、名所又は旧跡の風致の保存、の区分で記載すること。

### 3 行為の方法

#### (1) 内容

幅員、延長、主たる構造物等を記載すること。

#### (2) 面積

実測により、申請行為に係る合計面積をh a単位で少数第4位(第5位切り上げ)まで記載すること。

### 4 期間

(1) 始 期：年月日又は「許可の日から」等と記載すること。

(2) 終 期：年月日又は「許可から○年(箇月)以内」等と記載すること。

### 5 当該保安林に係る他者の権利

複数の筆があり全筆の権利及び権利者等が記載出来ない場合には、森林(土地)の所在場所明細に記載すること。

#### (1) 申請者が土地所有者である場合

所有権以外の権利(抵当権等)の有無を記載し、有の場合は権利の種類と権利者の住所・氏名を記載すること。

#### (2) 申請者が土地所有者でない場合

土地に関する権利の種類及び権利者の住所・氏名をすべて記載すること。

### 6 備考

- ・補助事業の場合は、事業名、補助区分(国庫、県単、町単)
- ・使用目的達成後の取扱い、森林への復旧方法等
- ・その他参考となるべき事項を記載すること。

#### 4 申請書に添付する書類について

#### 【作業道の場合】

書 類	摘 要
1. 登記事項証明書等の写し	申請に係る保安林の登記事項証明書等（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）等 ※登記事項証明書等については、申請前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること ※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる
2. 同意書等の写し	土地が申請者以外の所有である場合：所有権者、地上権者、抵当権者等の同意書等 土地が申請者の所有である場合：所有権以外の権利者の同意書等 ※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる
3. 申請者の確認書類	申請者が法人である場合、当該法人の登記事項証明書等（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）、法人でない団体である場合、代表者の氏名並びに規約その他当該団体の組織及び運営に関する定めを記載した書類、個人の場合にはその住民票の写し若しくは個人番号カードの写し又はこれらに類するものであって氏名及び住所を証する書類 ※登記事項証明書等については、申請前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること ※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる
4. 境界の確認を行ったことを証する書類	許可を受けようとする者が申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を行ったことを証する書類であること ※境界確認に立ち会った者の氏名や境界確認日時など境界確認時の状況を記載した書類、隣接森林所有者との現地立会写真、隣接森林との境界に係る既存の資料の確認など境界確認に関する取組状況を証する書類等とする ※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる
5. 現 況 写 真	原則として全景写真
6. 申請地番等明細表	複数の地番がある場合で申請書に列記できない場合に任意様式で作成
7. 他法令の申請等の写し	相手方の受付印のあるもの
8. 防災施設設計根拠	暗渠、橋梁等の流量計算のみ
9. 面積算出根拠	面積算出方法は三斜法、座標計算、CAD、平均断面法（横断面幅×測点間延長）、プランメーター（3回平均）とするが、全幅員3m以下の作業道については標準横断面幅×延長による算出で可とする
10. 位 置 図	原則として縮尺5万分の1
11. 平 面 図	縮尺500分の1から5,000分の1とする
12. 標 準 断 面 図	原則として縮尺100分の1から200分の1

(注) 以下1～3の場合は、「境界の確認を行ったことを証する書類」の添付を省略することができる。

- 1 申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界に接していないことが明らかな場合
- 2 地形、地物その他の土地の範囲を明示するのに適当なものにより申請の対象となる森林の土地が隣接する森林の土地との境界が明らかな場合
- 3 申請の対象となる森林の土地に隣接する森林の土地の所有者と境界の確認を確実に行うと認められる場合

※許可期間終了後、継続して作業道を使用するため再度許可申請する場合は下記のとおりとする。

※継続使用する場合でも、作業道の拡幅や待避所・土場などの新設を伴う場合は新規許可申請を行うこと。なお、崩土除去や不陸整正、丸太組工の補修などの維持管理については再度許可申請として差し支えない。

書 類	摘 要
1. 登記事項証明書等の写し	<p>申請に係る保安林の登記事項証明書（履歴事項証明書、現在事項証明書、登記事項要約書、登記情報提供サービスのいずれでも可）等</p> <p>※登記事項証明書等については、申請前3か月以内に取得した最新の情報が記載されたものであること</p> <p>※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる</p> <p>※前回許可申請時から内容に変更がない場合は省略可</p>
2. 同意書等の写し	<p>土地が申請者以外の所有である場合：所有権者、地上権者、 抵当権者等の同意書</p> <p>土地が申請者の所有である場合：所有権以外の権利者の同意書</p> <p>※分収造林契約地に開設した作業道については、契約期間内に限り省略することができるが、契約期間を証するものとして契約書の写しを添付するものとする。</p> <p>※経営計画（認定証と箇所表）の写しで代用することができる</p> <p>※前回許可申請時から内容に変更がない場合は省略可</p> <p>なお、森林法第17条第2項に係る届出等により同意書が有効である場合も同様とする。</p>
3. 現 況 写 真	<p>原則として全景写真</p> <p>※作業道使用に係る経営計画がある場合で、認定証と該当箇所がわかる部分を添付する場合は省略可</p> <p>ただし、災害復旧状況の確認等のため、事務所から現況写真の提出を求められた場合はこの限りではない。</p>
4. 申請地番等明細表	<p>複数の地番がある場合で申請書に列記できない場合に任意様式で作成分筆、合筆があった場合は前回申請時の地番を記載すること</p>
5. 他法令の申請等の写し	<p>相手方の受付印のあるもの</p>